

各専門部会等取組状況報告書

専門部会名	児童教育支援部会
担当する「ながふく障がい者プラン」の重点施策	⑤ 乳幼児期からの療育支援体制の整備 ⑥ 各保育園への巡回相談(長久手市保育所等巡回相談支援事業)
協議内容	1. 平成29年度児童教育支援部会について 第1回 実施日時 平成29年9月22日(金) (1) 療育支援体制の整備について ア 長久手市障がい者自立支援協議会児童教育支援部会報告(案)内容の確認を行った。 イ 児童発達支援センター整備に関する検討事項について施設整備に関すること、運営体制に関すること及び相談支援体制に関することについて近隣市町の状況を踏まえ、課題を明確化するとともに、個別具体的な内容を協議するため、今後は別に作業部会を設ける等のことも検討することとした。 (2) 放課後等デイサービスに係る厚生労働省令の改正について(放課後等デイサービスガイドライン等) 市内の放課後等デイサービス事業所が本部会の構成員となっていることから、厚生労働省令の改正に伴う人員配置基準の厳格化への対応状況や、放課後等デイサービスガイドラインの自己評価及び保護者評価、改善の内容の公表に関する各事業所の取組状況について報告を受け、部会内での状況共有を図った。
今後の課題、取組	長久手市における療育支援体制の整備

所属	社会福祉法人長久手市社会福祉協議会
部会長	鈴木 聖美

各専門部会等取組状況報告書

専門部会名	就労支援部会
担当する「ながふく障がい者プラン」の重点施策	⑧ 農業を活用した雇用機会の拡大（農福連携）
	⑨ 就労支援コーディネーターの設置
	⑩ 市役所での就労体験の実施
その他取組事業	1 物品販売会の継続した開催 2 優先調達関連の推進
協議内容	<p>⑧ 農福連携については、現在市内3団体が取り組んでいる。 今後は農地の活用や農業を活用した雇用機会の拡大、販売により地域等への障がいへの理解啓発を推進する方法について具体的に考えていきたい。</p> <p>⑨ 就労支援コーディネーターの役割を整理し、平成30年度から基幹相談支援センターへ設置することを検討している。今後は設置に向けてコーディネーターの役割等詳細について検討していく。</p> <p>⑩ 平成28年12月から市役所でながふく就労体験事業を実施している。 現在は福祉部内のみの実施となっているが、今後は全庁的に広めていけるよう、業務の洗い出し等を行っていく。</p> <p>1 ながふく商店として定期的に出店する機会ができてきた一方で販売実績が伸び悩んでいる。雰囲気作りや集客の工夫について作業部会で検討していく。</p> <p>2 優先調達の関連では、実績が伸びてきているところであるが、市役所内でより多くの部署が携わることや、役務等でのより一層の推進を目指していきたい。</p>
今後の課題、取組	<ul style="list-style-type: none"> ・就労支援コーディネーターについて、設置に向けて詳細を詰めていきたい。 ・就労体験について、全庁的に広められるよう方法を検討し実施を目指す。 ・優先調達の伸び率を下げないようにする事と民需の増大の推進について考えていきたい。 ・販売会の実施について、売上額の向上をはかり事業所の負担にならないようにしていきたい。売り上げ向上のための工夫について、作業部会で検討していく。

所属	社会福祉法人あいち福祉会 たかぎ作業所
部会長	燈明 泰伸

各専門部会等取組状況報告書

専門部会名	福祉サービス支援部会
担当する「ながふく障がい者プラン」の重点施策	① グループホーム整備への支援
	② グループホームの体験利用の促進
	⑬ 移動支援の支援員の人材育成
協議内容	<p>平成29年3月より、②グループホームの体験利用の促進と⑬移動支援の支援員の人材育成について毎月作業部会を開催し（毎月第3金曜日午前10時から正午まで各重点施策1時間ずつ）、目標へ向けた具体的な方法について協議を行ってきた。</p> <p>〈協議内容〉</p> <p>②グループホームの体験利用の促進 障がい者が将来、地域で自立生活を送ることができるよう、実際に家族と離れて地域生活を体験することで自活するための力を養い自立意欲を高める支援を行うことにより、障がい者の社会的自立を促進することを目的とし、「長久手市障がい者地域生活グループホーム体験事業（案）」の実施を検討している。本事業は、名古屋市で実施されている「名古屋市知的障害者地域生活体験訓練事業」を参考にしており、現時点では事業内容や対象者、支援内容等について話し合いがされている。今後検討すべき内容として、費用面についてや利用までの具体的な流れについてが挙げられたため、引き続き作業部会で検討していきたい。</p> <p>⑬移動支援の支援員の人材育成 移動支援事業に従事する従事者を養成することを目的に、「長久手市移動支援事業従事者研修」の実施を検討している。現在、対象者や研修内容、講師等についての話し合いが行われており、平成29年度中に現在移動支援事業に関わりのある者等を対象とした研修を実施することを検討している。今後検討すべき内容として、講師（市内事業所の職員）の選出や事業の安全性を確保することの重要性が挙げられたため、引き続き作業部会で検討していきたい。</p>
今後の課題、取組	<p>①について重点施策として決定した当初は、土地の確保や利用者のニーズを把握することが目標とされていたが、平成28年度にグループホームが開設されたことで完結とするのではなく、今後も課題やニーズを把握していくことが必要だという意見が挙げられた。したがって、今後は残り2箇所の開設に向けて協議する上で、課題やニーズについて留意していく。</p> <p>②と⑬については、事業開始予定を平成30年度からとしているため、具体的な実施方法等について今後も作業部会で検討していく。</p>

所属	特定非営利活動法人百千鳥
部会長	竹田 晴幸

各専門部会等取組状況報告書

専門部会名	計画策定部会・計画評価部会
取組事業	1 ながふく障がい者プランの進行管理 2 ながふく障がい者プランの評価
協議内容	1 計画策定部会 <第1回> 平成29年6月21日(水) 14:00~16:00 (1) ながふく障がい者プランの改訂について (2) ながふく障がい者プランの改訂に係るアンケートの結果について (3) 市民・団体・事業所ヒアリングについて <第1回市民・団体・事業者ヒアリング> 平成29年9月19日(火) 13:30~16:30 住民団体…4団体、事業所…13事業所、市民…4人、大学生…2人 2 計画評価部会 <第1回> 平成29年7月12日(水) 14:00~16:30 (1) ながふく障がい者プランの進捗状況及び評価について ア 第3次障がい者基本計画(重点施策) ※別紙参照 イ 第3次障がい者基本計画(重点施策以外) ※別紙参照 ウ 第4期障がい福祉計画 ※別紙参照 (2) 障がい児福祉計画策定にかかるアンケート調査の実施について
今後の課題、取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市民・団体・事業所ヒアリングについて ・障がい児福祉計画の策定について

所属	愛知県立大学
部会長	吉川 雅博

ながふく障がい者プラン重点施策 進行管理シート

◆重点施策

担当	No	項目	事業内容	関係課	実施時期		年度ごとの目標	期待できる成果	進捗状況	自己評価	自己評価の理由	二次評価	コメント	
					前期	後期								
事務局会議	3	基幹相談支援センターの設置	その人のライフステージにあった適切な支援を行い、一貫した総合的な支援ができるよう、現在ある「障がい者相談支援センター」の相談支援体制を強化し、基幹相談支援センターを設置します。	福祉課	○		H27年度	周辺自治体の状況について調査する。	他市のメリット、デメリットを知ることにより、本市に合った内容を検討することができる。	周辺自治体の状況について調査を行った。	B	今年度の目標を達成することができ、翌年度に具体的な話し合いを進めることができるため。	B	・特になし
							H28年度	現在の障がい者相談支援センターに、どのような機能を付加して基幹型へ移行するのか決定する。	平成29年度中の設置に向け、具体的に協議できる。	イメージ案を基に協議を行った。	C	イメージ案を示した時期が年度末であり、まだ機能付加の内容決定まで至っていないため。	B	・イメージ案を用いて各関係者と合意を図りながら協議できているため
							H29年度	基幹相談支援センターの機能及び設置方法について決定し、平成30年4月から設置する。	平成30年4月の設置に向け、具体的に協議できる。					
	4	個別訪問調査の実施	障害者手帳を所持しているが、福祉サービス等の利用がない人について、個別訪問調査を実施します。	福祉課	○		H27年度	障害者手帳を所持しており、福祉サービス等の利用がない人について抽出する。	地域とつながりがなく孤立してしまっている人を見つけ、支援することができる。	個別訪問調査の対象者をどの範囲とするのか、具体的に協議を行った。	C	対象者の範囲についてはおおよそ決定することができたが、実施方法等についてまだ具体的に協議できておらず、抽出ができなかったため。	C	・調査開始時期を、平成28年の秋頃を目指し、準備すること。
							H28年度	抽出結果より改めて対象者をどこまでとするのか、また実施方法をどのようにするのかを決定し、個別訪問調査を実施する。	抽出作業を行い対象者の人数を把握することができ、実施方法等について具体的に協議できる。	実施方法等について決定し、個別訪問調査を実施した。	B	個別訪問調査を実施したため。	B	・特になし
							H29年度	継続	地域とつながりがなく孤立してしまっている人を見つけ、支援することができる。					
児童教育支援部会	5	乳幼児期からの療育支援体制の整備	発達障がい等の障がいのある児童に対する総合的な療育施設として、「児童発達支援センター」を後期に整備します。その整備にあたり、まずは前期に療育支援体制の整備を図り、発達障がいのある児童への支援や未就園児から一貫した支援体制の構築を図ります。	子育て支援課	○	○	H27年度	現在ある療育支援体制を整理し、本市の療育支援体制基本構想としてとりまとめる。	療育支援体制基本構想の策定に向け、既存の社会資源の数・内容を確認することで、より実情に即した連携体制の在り方について考えることができる。	(仮称)長久手市療育支援体制基本構想を作成し、構想の基本目的・目指すべき方向の共有に努めるとともに、既存の社会資源状況の確認を実施した。	B	現在の社会資源状況及び連携体制の確認は実施できた。	B	・特になし
							H28年度	引き続き基本構想の策定を行うとともに、不足している療育支援について、どう補っていくか検討する。	基本構想を策定することにより、不足している療育支援が整理でき、具体的に協議することができる。	「長久手市療育支援体制基本構想」の取りまとめを実施。また、地域の社会資源状況を鑑み、本部会の役割を再検討し、平成29年度の部会方針について協議した。	B	「長久手市療育支援体制基本構想」が取りまとめられ、現況の問題点に基づき今後の部会方針の整理ができた。	B	・特になし
							H29年度	途切れない一貫した支援体制を構築する。	関係機関が情報共有を密に行い、方向性を共有し連携することで、乳幼児期から一貫した支援を提供することができる。					
	6	各保育園等への巡回相談	発達障がい等に対する支援体制の充実を図るため、発達障がい等に関する知識のある相談支援員が各保育園等を巡回し、保育士等への助言や相談支援などを実施します。	子育て支援課	○	継続	H27年度	派遣依頼のあった保育園へ巡回相談を実施	保育機関等との連携が容易となることで、潜在的にある相談案件に早期に対応することができることで、保育機関等と役割を分担しながら支援することができる。	保育園・幼稚園9園、小学校2校への訪問を実施した(19件)。	B	保育機関における相談支援センターの周知ができ、必要に応じた活用がされた。	B	・目標を保育園のみとせず、小中学校を含めたらどうか。
							H28年度	市内保育園全園への定期巡回相談を実施	定期的に巡回することにより、保育機関等との連携がより深まり、早期の対応が実施できる。	保育園・幼稚園6園、小学校1校への訪問を実施(13件)。	B	特に保育機関における支援センターの周知が進み、必要に応じた活用が進んだ。	B	・特になし
							H29年度	保育園及び幼稚園を含めた全園へ定期巡回相談を実施	定期巡回相談の実施箇所を増やすことで、障がいについての理解がさらに広がり、早い段階から相談や支援につながる。					
就労支援部会	8	農業を活用した雇用機会の拡大(農福連携)	障がいのある人の雇用機会を上げるため、また、人手不足により耕作放棄地となっている農地の有効活用のため、他自治体で成功事例の多い農福連携についての取組を推進し、農業を活用した雇用機会の拡大を図ります。	産業課 福祉課	○	継続	H27年度	農業者のところへ障がいのある人が農業の体験に行く。	障がいのある人が農業に対する理解を深めることができる。	複数事業所において、農業の体験を実施した。	B	複数事業所において取組が開始されたため。	A	・目標以上に進捗していると判断できるため評価をAとした。
							H28年度	先進地を視察するなど先進的取組を学ぶ。農業者と障がいのある人が役割分担を行い、支援を受けながら農作物を作る。障がい特性に応じた業務を判別する。	先進的な取組を学ぶことで、取組内容の改善を図ることができる。また、役割分担を行うことで、主体的に取り組むことができる。	事業所において、農作物の栽培及び収穫、販売を実施した。	B	事業所において、農作物の栽培及び収穫、販売が開始されたため。	B	・特になし
							H29年度	障がい福祉事業所が自身の力によって農作物をつくり、販売を行う。	農地の有効活用及び農業を活用した雇用機会の拡大、販売による地域等への障がいの理解啓発を推進することができる。					
	9	就労支援コーディネーターの設置	就労に関する相談や支援を行ったり、障がいの特性を理解し、関係機関と連携しながら、本人と事業所とのつなぎ役となる「就労支援コーディネーター」を配置します。	福祉課	○		H27年度	既存の仕組み等現状を踏まえ、課題の整理を行う。	各種社会資源の把握ができる。	各種機関等における既存の仕組み等、現状の社会資源について把握することができた。	B	部会内にて現状の社会資源について把握でき、課題を整理することができたため。	B	・国の動向を注視すること。
							H28年度	関係機関との調整を行う。	就労支援機関と具体的に協議を行うことにより、就労支援コーディネーターの設置方法等について検討することができる。	関係機関の主たる役割を整理することで、不足している役割等を把握することができた。	B	関係機関の主たる役割を把握し、不足している役割等を把握することができたため。	B	・既存の社会資源との役割分担を考慮すること
							H29年度	具体的な配置方法等の検討を行う。	不足している役割等を踏まえ、就労支援機関と具体的に協議を行うことにより、就労支援コーディネーターの設置方法等について検討することができる。					
10	市役所での就労体験の実施	就労支援施設等と協力しながら、施設外就労を活用するなどして、市役所で軽易な業務が体験できる機会を創出します。	人事課 福祉課	○	継続	H27年度	市役所で障がいのある人へ依頼できる作業内容について調査する。	依頼可能な作業を把握することにより、事業所へ作業一覧を提示することができ、取り組みやすくなる。	調査を実施することができなかった。	C	具体的な実施方法や作業範囲を決定できなかったため調査を実施することができなかった。今後、施設外就労の趣旨・目的を整理し、改めて調査を実施したい。	C	・事業所の意向を聞きながら、内容等を早急に決定すること。	
						H28年度	数回の施設外就労を実施する。	障がい者の就労体験の場を増やすことができる。	平成28年12月より、市役所福祉部内にて施設外就労を定期的実施しているため。	A	平成28年12月より、市役所福祉部内にて施設外就労を定期的実施しているため。	A	・特になし	
						H29年度	定期的に施設外就労を実施する。	障がい者の就労体験の場を増やすことができる。						

担当	No	項目	事業内容	関係課	実施時期		年度ごとの目標	期待できる成果	進捗状況	自己評価	自己評価の理由	二次評価	コメント	
					前期	後期								
福祉サービス支援部会	1	グループホーム整備への支援	グループホームを設置する事業所に対し、開設の支援を行うことにより、新たなグループホーム及び短期入所の設置を目指します。前期に1か所、後期に2か所の計3か所の開設を目指します。	福祉課	○	○	H27年度	作業部会を設置する。	具体的な内容について、集中的に取り組め、事業の着実な進捗が期待できる。	作業部会を設置し、第1回作業部会を開催した。そこで、今後の取組等について確認できた。	B	作業部会を設置し、第1回を開催することができたため。	B	・ながふく障がい者プランと合わせ5名定員を1か所開設とする。 ・ニーズ調査の実施方法を検討すること。
							H28年度	・ニーズ等の調査を実施する。 ・土地の確保及び設置内容等について協議する。	ニーズ調査を実施することで、必要な整備数が把握できる。また、新規参入への課題について知ることで、整備数増加に向けて考えることができる。	定員5名のグループホーム1か所開設。	完了	グループホーム(定員5名)が1か所開設されたため。	完了	・最終目標である3箇所設置が妥当であるか判断するためにも、ニーズ調査の実施を検討すること。
							H29年度	グループホーム1か所開設	後期の目標である2か所の開設に向けて協議する。	達成時期を早められることも期待できる。				
	2	グループホームの体験利用の促進	近隣市で実施しているグループホームの体験利用についての研究を進め、本市にあった仕組みについて検討し、前期期間中に体験利用の事業を開始します。	福祉課	○	継続	H27年度	作業部会を設置する。	具体的な内容について、集中的に取り組め、事業の着実な進捗が期待できる。	作業部会を設置し、第1回作業部会を開催した。そこで、今後の取組等について確認できた。	B	作業部会を設置し、第1回を開催することができたため。	B	・特になし
							H28年度	近隣市の体験利用について研究し、本市の取組方法について決定する。	他市の状況を調査することで、現状の課題や良い例を知ることができ、本市の取組に応用できる。	地域生活支援拠点の機能の内の1つとして掲げられている「体験の機会・場」として整備を予定しているため、先進地の事例を研究した。	B	地域生活支援拠点の整備に関する事例を収集できたため。	B	・特になし
							H29年度	体験利用の事業を開始する。	体験利用の事業の開始について、地域生活支援拠点の整備を鑑みながら、既存(今後開設する)事業所と協議していく。	具体的な協議に入っていくことで実施に向けて着実に進んでいくことが期待できる。				
	13	移動支援の支援員の人材育成	市町村事業である移動支援の支援員についての養成研修の実施や、市独自の認定制度設けるなど、障がいのある人の移動を支援する人材の育成を図ります。	福祉課	○	継続	H27年度	作業部会を設置する。	具体的な内容について、集中的に取り組め、事業の着実な進捗が期待できる。	作業部会を設置し、第1回作業部会を開催した。そこで、今後の取組等について確認できた。	B	作業部会を設置し、第1回を開催することができたため。	B	・特になし
							H28年度	移動支援のニーズ等調査を実施し、本市の移動支援事業のあり方について協議・決定する。	現在の需要がどの程度あるか知ることにより、今後の移動支援のあり方について具体的に協議できる。	市内の移動支援事業所でヒアリングを開催した。そこで、現状と課題について確認できた。	B	移動支援事業所でヒアリングを実施することができたため。	B	・特になし
							H29年度	本市の移動支援事業の取組について決定する。	課題の解決が期待できる。					
7	スクールソーシャルワーカーの設置	障がいがあっても安心して学校に通えるよう、総合的な相談支援のできる体制を目指し、スクールソーシャルワーカーを配置します。	教育総務課	○	○	H27年度	—	—	平成28年度からの配置に向け、予算要求を行った。	B	翌年度からの設置に向け、準備を行うことができたため。	B	・特になし	
						H28年度	スクールソーシャルワーカーを配置し、関係機関との連携を行い、総合的な相談支援を行う。	学校において、ハード面だけではなく、ソフト面からも支援する体制を整えることで、安心して学校に通うことができる。	再任用職員、嘱託職員の2名をスクールソーシャルワーカーとして配置した。	B	スクールソーシャルワーカーを配置し、学校を巡回するとともに、支援が必要な場合は、関係機関と連携を行うことができたため。	B	・特になし	
						H29年度	関係機関との連携を強化し、よりきめ細かい相談支援を行う。	学校以外での相談窓口ができたこと及び連携体制が整ったことで、よりきめ細かい対応ができるようになる。						
関係課	11	支え合いマップづくり	支え合いマップづくりをとおして、地域にどんな困っている人がいるのか、どのような人のつながりがあり、支え合いが行われているかを再確認し、地域ごとに見守り体制の充実を図ります。	福祉施策室	継続	H27年度	順次支え合いマップづくりを行う。	地域にどんな困った人がいるのか、どのような人のつながりがあり、支え合いが行われているのかを確認、共有することで地域の見守り、支え合いの体制が構築される。	平成27年度までに6地区でマップづくりを行い、地域問題解決に向けた取組を継続している。	C	地域住民による自主運営を目指しているが、未だ市のサポートが必要である。自主活動に向けて改善の検討が必要である。	B	・目標どおりに進捗しているため、評価をBとした。	
						H28年度	継続	同上	平成28年度において、6地区において、地域課題解決に向けた話し合いと取組を継続している。	C	地域住民による自主運営を目指しているが、未だ市のサポートが必要である。自主活動に向けて支援の検討が必要である。また、新たな地区でマップづくり策定の検討が必要である。	C	・特になし	
						H29年度	継続	同上						
	12	障がいのある人と地域の人とが交流できる場の提供	地域の人が交流する場として整備している地域共生ステーション等において、障がいのある人と地域の人とが積極的に交流できる取組を実施します。	たつせがある課 福祉課	○	H27年度	—	—	「子育て・いきがい・ケア」の3つのテーマにあわせて、地域住民が取組プログラムを行っており、その中に障がいのある人と交流できる取組が含まれている。	B	様々な市民提案のプログラムが行われているため。	B	・特になし	
						H28年度	—	—	引き続き3つのテーマにあわせて、地域住民が取組プログラムを行っており、その中に障がいのある人と交流できる取組が含まれている。	B	継続的に、様々な市民提案のプログラムが行われているため。	B	・特になし	
						H29年度	—	地域住民が集まる場所で取組を通じて、地域でどのような支援が出来るのかを考える機会となる。						
	14	成年後見制度の普及啓発及び理解促進	尾張東部成年後見センターと連携しながら、今後さらなる制度の周知徹底を図り、市長申立てによる制度の利用を促進し、障がいのある人等が不利益を被るのを防ぐ取組を実施します。	福祉課 長寿課	継続	H27年度	障がいのある人や家族へ広く周知を図る。また、市長申立てが必要な人には、制度の利用を促進する。	成年後見制度を利用することにより、障がい者が不利益を被ることを防ぐことができる。	支援が必要な人には成年後見制度について周知をしている。また、尾張東部成年後見センターと連携し、講演会の開催や相談を随時受付している。	B	支援が必要な人には、成年後見制度の案内をしているため。また、尾張東部成年後見センターと連携し、成年後見制度の周知啓発を図っているため。	B	・特になし	
						H28年度	継続	同上	引き続き、支援が必要な人には成年後見制度について周知をしている。また、尾張東部成年後見センターと連携し、講演会の開催や相談を随時受付している。	B	支援が必要な人には、成年後見制度の案内をしているため。また、尾張東部成年後見センターと連携し、成年後見制度の周知を図っているため。	B	・市民への周知だけではなく、事業所への周知も検討すること	
						H29年度	継続	同上						

評価	評価基準
完了	目標を達成した
A	目標以上に進捗している。
B	目標どおりに進捗している。
C	改善の余地あり

第3次長久手市障がい者基本計画 事業評価シート

基本目標1：それぞれのライフステージに応じたサービスの充実～必要な時に必要なサービスを～

【事業評価】		【事業方針】	
◎	計画どおり実施されている	継続	現行どおり、事業を継続する
○	概ね計画どおりだが、一部未実施	充実	事業の充実、強化を図る
△	大幅に計画から遅れている	改善	事業の見直し、改善を図る
×	未実施	縮小	事業の規模を縮小する
		廃止	事業を廃止する

(1) 生活支援：障がいのある人の地域生活支援や相談支援体制、福祉サービスの充実を図ります。

① 在宅サービス等の充実

事業概要	担当課	事業評価 (H28年度末時点)	進捗状況・評価 (根拠となる数値等があれば具体的に記入してください)	事業方針	今後の方針 (充実、改善の方策等、具体的な内容を記入)
事業者の費用負担を軽減し、障がいのある人が生まれ慣れ親しんだ地域で暮らしていけるよう、グループホームを設置する事業所に対し、開設の支援を行うことにより、新たなグループホーム及び短期入所の設置を目指します。前期に1か所、後期に2か所の計3か所の開設を目指します。	福祉課	重点施策1			
グループホームでの生活が障がいのある人にとって最適かどうか見極める上でも、体験できる機会が必要となっています。そうした機会が提供できるよう近隣市で実施しているグループホームの体験利用についての研究を進め、本市にあった仕組みについて検討し、前期期間中に体験利用の事業を開始します。	福祉課	重点施策2			
既存の高齢者施設（通所介護等）で障がいのある人の受け入れができるよう、高齢者施設へ働きかけます。	福祉課 長寿課	◎	規則を制定し、市内高齢者施設にて障がいのある人の受け入れを開始しました。	継続	今後も継続して、高齢者施設（通所介護等）で障がいのある人の受け入れができるよう、高齢者施設へ働きかけます。
障がいのある人が適切なサービスを受けられるよう福祉サービスの充実を図ります。また、サービスの質の向上を図るため事業所等へ働きかけます。	福祉課	◎	福祉サービスの充実については、平成28年4月1日から長久手市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金の支給を開始しました。また、サービスの質の向上については、障がい者自立支援協議会福祉サービス支援部会で各事業所の自主点検の実施について検討しています。	継続	サービスの質の向上について、平成29年度中に自主点検の方法を決め、実施します。

<p>家族が安心して障がいのある人を預けることができるサービスの拡充が求められています。そのため、障がいのある人等の一時的な見守りを行う日中一時支援事業の利用を促進していきます。</p>	<p>福祉課</p>	<p>◎</p>	<p>ホームページ等にてサービスを周知しています。 (参考：実利用者数) H26:96人、H27:106人、H28:115人 (参考：延べ利用日数) H26:5032人日、H27:6611人日、 H28:7236人日</p>	<p>継続</p>	<p>今後も継続して制度の周知に努めていきます。</p>
<p>身体障がい者の自立を介助する補助犬に対する理解が不足しているため、身体障害者補助犬（介助犬）の一層の理解促進、普及・啓発に努めます。</p>	<p>福祉課</p>	<p>◎</p>	<p>募金箱や自動販売機の設置、介助犬フェスタの周知、長久手市介助犬広報啓発事業補助金の交付等により、理解促進、普及啓発に努めています。</p>	<p>継続</p>	<p>今後も、身体障害者補助犬（介助犬）の一層の理解促進、普及・啓発に努めます。</p>
<p>障がいのある人に関する様々な課題の解決が求められています。そのため、障がい者自立支援協議会の機能の充実を図り、各種問題解決に向けた検討体制を強化します。</p>	<p>福祉課</p>	<p>◎</p>	<p>7つの専門部会及び事務局会議を設置し、問題の抽出から解決に向けた検討体制を強化しました。</p>	<p>継続</p>	<p>今後も必要に応じて障がい者自立支援協議会の機能の充実を図り、各種問題解決に向けた検討体制が有効に機能するよう努めていきます。</p>

② 相談支援体制の構築

事業概要	担当課	事業評価 (H28年度末時点)	進捗状況・評価 (根拠となる数値等があれば具体的に記入してください)	事業方針	今後の方針 (充実、改善の方策等、具体的な内容を記入)
その人のライフステージにあった適切な支援を行い、一貫した総合的な支援ができるよう、現在ある「障がい者相談支援センター」の相談支援体制を強化し、困難事例への支援や人材育成、虐待防止、その他関係機関との連携を図るため、基幹相談支援センターを設置します。	福祉課	重点施策 3			
障害者手帳を所持しているが、福祉サービス等の利用がない人について、個別訪問調査を実施します。	福祉課	重点施策 4			
障害者総合支援法の改正により、サービス等利用計画の作成が利用者全員に必要となることや、夜間等を含む緊急時における連絡・相談体制の確保などが必要となるため、障がい者相談支援事業を拡大していきます。	福祉課 子育て支援課	◎	障がい者相談支援センターの増員及び基幹相談支援センターに向けた検討を行っています。	継続	今後も、障がい者相談支援事業の拡充に向けて、基幹相談支援センター設置等について検討していきます。
障がいのある人の生涯について、連続した包括的な支援が求められています。そのため、市役所関係部署はもとより、地域包括支援センター、生活困窮者相談、コミュニティーソーシャルワーカーなど、年齢や状況により設置された相談機関の連携を強化し、連続した支援体制を構築します。	福祉施策課 悩みごと相談室 福祉課 長寿課 子育て支援課 健康推進課 他	◎	障がい者自立支援協議会専門部会の1つとして地域生活支援部会を立ち上げ、各種相談機関のノウハウの共有等連携を開始しています。	継続	今後も継続して各種相談機関のノウハウの共有等連携を強化していきます。
各小学校区への設置を目指している地域共生ステーションなど、身近な場所で障がいに関する相談ができるよう、専門の相談員による出張相談等を実施します。	たつせがある課 福祉課	◎	保育園等への巡回相談を実施しています。	継続	今後も継続して身近な場所で障がいに関する相談ができるよう、相談支援の充実を推進します。

③ 障がいのある児童支援・発達障がいに対する支援の充実

事業概要	担当課	事業評価 (H28年度末時点)	進捗状況・評価 (根拠となる数値等があれば具体的に記入してください)	事業方針	今後の方針 (充実、改善の方策等、具体的な内容を記入)
発達障がい等の障がいのある児童に対する総合的な療育施設として、「児童発達支援センター」を後期に整備します。児童発達支援センターの整備にあたり、まずは前期に療育支援体制の整備を図り、発達障がいのある児童への支援や未就園児から一貫した支援体制の構築を図ります。	子育て支援課	重点施策 5			
発達障がい等に対する支援体制の充実を図るため、発達障がい等に関する知識のある相談支援員が各保育園等を巡回し、保育士等への助言や相談支援などを実施します。	子育て支援課	重点施策 6			
発達障がいのある児童をもつ保護者の不安や悩みを共有できる機会が不足しています。発達障がいのある児童とその保護者同士が交流できる機会を提供します。	子育て支援課	○	療育のための通園施設「すぎのこ教室」において、保護者同士が悩みを共有し交流できる機会を提供しています。	充実	保護者同士が交流できる場所、機会の充実について、児童発達支援センター設置を含めた療育支援体制整備の計画に反映させます。
障がいのある児童の理解や障がいの特性に応じた対応や支援ができるよう保育士等の研修を充実させ、保育園における障がいのある児童の受入れの拡充を図ります。	子育て支援課	◎	障がい児に適応した研修を受けさせている。28年度は2回。	充実	29年4月から障がい児受け入れ園を1園増やす。

(2) 保健・医療：障がいの早期発見や予防への取組の充実と難病患者への支援充実を図ります。

① 早期発見・予防への取組

事業概要	担当課	事業評価 (H28年度末時点)	進捗状況・評価 (根拠となる数値等があれば具体的に記入してください)	事業方針	今後の方針 (充実、改善の方策等、具体的な内容を記入)
保健センターにおいて、乳幼児健診の受診率の向上に努めるとともに、健診事後教室などの充実を図っていきます。また、発達障がいのある児童をもつ保護者に対して、適切な療育を受けるよう促します。	健康推進課	◎	健診は計画通りに遂行、事後教室は臨床心理士の配置数を増加した（12回から24回に増加）。	継続	出生数の動向により、健診の回数等の検討を継続していく。
母子保健法により、支援の必要な発達障がいのある児童を早期に発見し、就学への移行が円滑かつ適正にできるよう支援体制を整備します。	健康推進課	○	5歳児健診の園訪問を増加した（10園から13園）。教育総務課職員同道園あり。	充実	保育園・幼稚園・教育総務課等関係機関との更なる連携の強化を推進する。
糖尿病等の生活習慣病を起因とする障がいの発生を予防するため、健康体操の普及や生活習慣病の早期発見のための健康診断等の受診の促進に努めます。	健康推進課	○	39歳以下健診実施 368人	充実	39歳以下健診については同様に実施を継続。健康体操については、ラジオ体操普及をH29から開始予定。

② 精神障がい・難病患者等に対する支援の充実

事業概要	担当課	事業評価 (H28年度末時点)	進捗状況・評価 (根拠となる数値等があれば具体的に記入してください)	事業方針	今後の方針 (充実、改善の方策等、具体的な内容を記入)
障害者総合支援法に基づき、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療について、医療費の助成を行います。	福祉課 保険医療課	◎	自立支援医療費制度（更生医療・育成医療・精神通院医療）に基づき医療費の助成を行っています。	継続	今後も継続して医療費の助成を行っていきます。
障害者総合支援法により新たに対象となった難病患者の方にも、適切な支援が得られるよう、福祉サービス等を広く周知していきます。	福祉課	◎	愛知県瀬戸保健所作成「難病患者・家族支援のためのサポートブック」や、市ホームページ等により周知しています。	継続	今後も継続して福祉サービス等を広く周知していきます。
精神障がいのある人に対する地域の理解を深めるとともに、精神障がいのある人やその家族への支援として、相談体制の充実と関係各課との連携を図ります。	福祉課 健康推進課	◎	障がい者相談支援センターの増員及び基幹相談支援センターに向けた検討を行っています。	継続	今後も継続して、基幹相談支援センターの設置等相談体制の充実と関係各課との連携を推進します。
高次脳機能障がいについて、理解や啓発などを進めるための情報発信の充実を図るなど、必要な支援につながるための取組を行います。	福祉課	◎	障がい者相談支援センター等より必要な支援へつなぐとともに、市ホームページ等により周知しています。	継続	今後も継続して、理解や啓発などを進めるための情報発信の充実を推進します。
精神障がいのある人の相談が増加するなど支援が求められています。そのため、障がい者自立支援協議会に「精神障がい者支援部会（仮称）」を設置し支援体制を強化し、地域の連携や社会資源整備を強化していきます。	福祉課	◎	平成28年度に障がい者自立支援協議会に「精神障がい者支援部会」を設置し、第1回の会議を開催しました。	継続	今後も継続して、地域の連携や社会資源整備を強化を推進していきます。
精神疾患が疑われるが医療機関を受診しておらず、適切な治療に結びついていない方について、関係部署及び関係機関との連携を強化することにより、支援が必要な方の早期発見及び早期治療に向けた対応方法の検討を行います。	福祉課 健康推進課	◎	個別訪問調査（社会資源を利用しておらず、地域との関わりが希薄である可能性が高い人の現状についての実態把握調査）を行っています。	継続	今後も個別訪問調査の継続実施等により、支援が必要な方の早期発見及び早期治療に向けた対応方法の検討を行います。

第3次長久手市障がい者基本計画 事業評価シート
基本目標 2：障がいのある人の居場所と役割の確保 ～誰もが輝けるまちに～

【事業評価】	【事業方針】
◎	計画どおり実施されている
○	概ね計画どおりだが、一部未実施
△	大幅に計画から遅れている
×	未実施
	継続
	充実
	改善
	縮小
	廃止

(3) 生活支援：障がいのある人の地域生活支援や相談支援体制、福祉サービスの充実を図ります。

① 教育環境の整備

事業概要	担当課	事業評価 (H28年度末時点)	進捗状況・評価 (根拠となる数値等があれば具体的に記入してください)	事業方針	今後の方針 (充実、改善の方策等、具体的な内容を記入)
障がいがあっても安心して学校に通えるよう、総合的な相談支援のできる体制を目指し、スクールソーシャルワーカーを配置します。	教育総務課	重点施策 7			
学校において、スロープ、エレベーター、障がい者用トイレの設置など、ハード面の改善を行うとともに、専門的な知識・技能を有する人材の確保に努め、受入れ可能な障がいのある児童の拡充を目指します。	教育総務課	◎	長久手小学校及び長久手中学校においてバリアフリー改修工事を実施した。 (両校ともエレベーター2基新設、段差の解消等) また、指導に配慮が必要な児童生徒の特別支援学級での指導のために、学級指導補助員を2名増員した。	継続	西小学校において、大規模改修に合わせバリアフリー改修を検討していく。 また、学級指導補助員のさらなる増員をすることで、きめ細かな指導の実施や交流活動の充実を図る。
障がいのあるなしにかかわらずその人の個性を尊重し合い学んでいけるよう、インクルーシブ教育(障がいのある人もない人も共に学ぶ仕組み)の基礎を構築します。	教育総務課	◎	特別支援学級と通常学級との交流授業や交流行事を行った。	継続	モデル的に事業を実践する小学校を決め、元大空小学校長木村先生にアドバイスをいただきながら、地域との連携も視野に入れ、事業を進めていく。
障がいの理解を深めるための授業を行います。	教育総務課	◎	社会福祉協力校として、車いす体験や、手話・点字講習会を実施した。	継続	社会福祉協力校として活動を継続していく。

② 文化活動・スポーツ活動の振興

事業概要	担当課	事業評価 (H28年度末時点)	進捗状況・評価 (根拠となる数値等があれば具体的に記入してください)	事業方針	今後の方針 (充実、改善の方策等、具体的な内容を記入)
障がいのある人の芸術活動、スポーツ活動への参加を促進します。	生涯学習課 文化の家	×	未実施	-	今後のスポーツ推進計画の中で検討します。
障がいのある人の学習機会の提供及び外出する機会が増えるよう、団体等が開催した社会見学等の一部費用を助成します。	福祉課	◎	障がい者の社会参加の促進や自立した生活を支援することを目的として活動する団体が実施する社会見学事業に対し、一部費用を助成しています。	継続	今後も継続して障がいのある人の学習機会の提供及び外出する機会が増えるよう一部費用の助成等を推進します。

(4) 雇用・就業、経済的自立の支援 : 関係機関と連携して障がいのある人の就労支援体制を構築します。

① 雇用機会等の創出

事業概要	担当課	事業評価 (H28年度末時点)	進捗状況・評価 (根拠となる数値等があれば具体的に記入してください)	事業方針	今後の方針 (充実、改善の方策等、具体的な内容を記入)
障がいのある人の特性をみながら、障がいのある人の雇用機会を拡げるため、また、人手不足により耕作放棄地となっている農地の有効活用のため、他自治体で成功事例の多い農福連携についての取組を推進し、農業を活用した雇用機会の拡大を図ります。	みどりの推進課 福祉課	重点施策 8			
就労に関する相談や支援を行ったり、障がいの特性を理解し、尾張東部障がい者就業・生活支援センターアクトや公共職業安定所（ハローワーク）等の関係機関と連携しながら、本人と事業所とのつなぎ役となる「就労支援コーディネーター」を配置します。	福祉課	重点施策 9			

② 総合的な就労支援の実施

事業概要	担当課	事業評価 (H28年度末時点)	進捗状況・評価 (根拠となる数値等があれば具体的に記入してください)	事業方針	今後の方針 (充実、改善の方策等、具体的な内容を記入)
就労支援施設等と協力しながら、施設外就労を活用するなどして、市役所で軽易な業務が体験できる機会を創出します。	人事課 福祉課	重点施策 10			
尾張東部障がい者就業・生活支援センターアクトや公共職業安定所（ハローワーク）と連携して、障がいのある人の就労支援を実施します。	福祉課	◎	相談支援専門員や関係機関等が連携して、障がいのある人の就労支援を実施しています。	継続	今後も関係機関等と連携し、障がいのある人の就労支援を推進します。
一般就労が難しい方に対し、支援員がサポートしながら就労訓練を実施する中間的就労の事業所の新規参入を進め、一般就労に向けた支援を実施します。	福祉課	◎	市内の1事業所が愛知県知事により認定就労訓練事業所に認定。支援付きの就労を行う体制を整えています。	継続	今後も関係機関等と連携し、新規事業所の開拓、利用者の就労支援を実施します。

③ 経済的自立の促進

事業概要	担当課	事業評価 (H28年度末時点)	進捗状況・評価 (根拠となる数値等があれば具体的に記入してください)	事業方針	今後の方針 (充実、改善の方策等、具体的な内容を記入)
障がいのある人の経済的な自立につながるよう、障害者優先調達推進法の趣旨に基づき、障がい者就労支援施設等への発注を促進します。また、市役所から発注する業務の拡大を図ります。	行政課 福祉課	◎	調達方針を策定し、障がい者就労支援施設等への発注を実施しています。 (調達実績・・・H25年度：479,490円、H26年度：944,403円、H27年度：1,315,643円、H28年度1,426,720円)	継続	今後も継続して市役所から発注する業務の拡大を図ります。
工賃の向上をめざし、就労支援施設が実施している福祉の家での物品販売会について、市役所等での販売など販路の拡大を図ります。	福祉課 財政課	◎	市役所や市内の小売店、地域の催し物等の際に販売を行っています。	継続	今後も継続して販路の拡大を図ります。
障がいのある人への経済的な支援を図るため、障がい者手当の支給を行います。	福祉課	◎	市独自に障がい者手当を支給しています。	継続	今後も必要性等を踏まえ、障がいのある人への経済的な支援を図ります。

第3次長久手市障がい者基本計画 事業評価シート
基本目標3：障がいがあっても暮らしやすい地域づくり ～ ところとまちのバリアフリー ～

	【事業評価】		【事業方針】
◎	計画どおり実施されている	継続	現行どおり、事業を継続する
○	概ね計画どおりだが、一部未実施	充実	事業の充実、強化を図る
△	大幅に計画から遅れている	改善	事業の見直し、改善を図る
×	未実施	縮小	事業の規模を縮小する
		廃止	事業を廃止する

(5) 生活環境：バリアフリーの推進と障がいのある人の生活を地域で支えあう取組を進めます。

① 地域での支えあい活動の推進

事業概要	担当課	事業評価 (H28年度末時点)	進捗状況・評価 (根拠となる数値等があれば具体的に記入してください)	事業方針	今後の方針 (充実、改善の方策等、具体的な内容を記入)
支え合いマップづくりをとおして、地域にどんな困っている人がいるのか、どのような人のつながりがあり、支え合いが行われているかを再確認し、地域ごとに見守り体制の充実を図ります。	福祉施策課	重点施策1 1			
地域の人が交流する場として整備している地域共生ステーションにおいて、障がいのある人と地域の人とが交流し、地域での理解を深め、必要時に支え合うことができる地域づくりを目指し、その場に積極的に来てもらえるような取組を実施します。	たつせがある課 福祉課	重点施策1 2			
市民が地域で、ともに支え合いながら自分らしく安心して生活することができるよう、地域福祉計画に基づき、保健・障がい・介護・子育て等の施策について総合的に推進していきます。	福祉施策課	○	地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会にて進捗状況等の確認を行っています。(直近：平成29年3月9日開催)	継続	平成30年度見直し策定予定
障がいのある児童も含め、小学校を活用して、放課後の子どもたちの安心で安全な居場所を充実します。また、学びや遊びなどの活動を実施し児童が地域社会の中で健全に育まれる環境づくりをします。	子育て支援課	◎	放課後の子どもの居場所づくりに関して、地域子ども・子育て支援事業の中でニーズ量を把握し、それに対応した供給体制を整備しています。	充実	児童の増加に対応するため既存施設の活用を検討することや、ニーズの多様化に対応するため計画の見直しを行います。
障がいのある児童とその家族の支援として、放課後における障がいのある児童の預かりの場を設けるとともに、大学連携等により学習支援を図ります。	子育て支援課 たつせがある課	○	障がいのある児童が放課後に利用できる支援として、放課後等デイサービスの利用を勧めています。	改善	放課後の子どもの居場所づくりに関して、障がいのある児童のニーズを調査し、その結果を体制整備に反映させます。

<p>大学連携を活用し、障がいのある人の社会参加を支援するため、障がいの特性に対応できる学生ボランティアの育成に努めます。</p>	<p>たつせがある課 福祉課</p>	<p>△</p>	<p>大学への啓発周知に努めていますが、大学連携事業活動報告等で、本事業に関連する事業は把握していません。</p>	<p>継続</p>	<p>大学連携推進協議会等を通じて、市内各大学へ、本事業の啓発活動及び学生のボランティア参加広報等の協力を依頼していきます。</p>
<p>日常生活で、ちょっとしたサポートがあれば、障がいがあっても地域で生活できる方を支援するため、見守りやサポートの体制が整備できるよう検討します。</p>	<p>福祉課</p>	<p>◎</p>	<p>平成27年9月から障がい者等を対象に、困りごとがある時に周囲に助けを求めやすくする手段としてヘルプカードを導入しました。</p>	<p>継続</p>	<p>ヘルプカードの普及等により、障がいがあっても地域で生活できる方を支援するため、見守りやサポートの体制が整備できるよう検討します。</p>
<p>障がいのある人の社会参加の場が不足しています。図書館において、破損した本の修理を行う「図書修理ボランティア」の育成を推進し、社会参加の場を提供します。</p>	<p>中央図書館</p>	<p>◎</p>	<p>修理ボランティア登録数14名のうち1名(聴覚に障がいのある方)が活動してる。</p>	<p>継続</p>	<p>希望者の意向を尊重するとともに、他の活動者の理解と協力を得られるように、図書館事務局も配慮する。</p>

② 外出促進・バリアフリーの推進

事業概要	担当課	事業評価 (H28年度末時点)	進捗状況・評価 (根拠となる数値等があれば具体的に記入してください)	事業方針	今後の方針 (充実、改善の方策等、具体的な内容を記入)
障がいのある人の移動を支援するため、市町村事業である移動支援の支援員についての養成研修の実施や、市独自の認定制度を設けるなど、障がいのある人の移動を支援する人材の育成を図ります。	福祉課	重点施策 1 3			
障がいのある人等の外出機会を促進するため、安価で利用できる福祉有償運送事業を実施する事業者の新規参入を促進及び支援します。また、事業に必要な手続等について、関係機関との調整を実施します。	福祉課 長寿課	○	事業に必要な手続等について、関係機関と調整を実施しています。	継続	市内介護事業所に向けて参入促進に向けた普及啓発を実施します。
障がいのある人の外出を支援するため、タクシーチケットの交付を行います。	福祉課	◎	タクシーチケットを交付し家計の経済的軽減及び日常生活における外出促進を図っています。	継続	引き続き事業を実施します。
横断歩道や人通りの多い歩道については、段差の解消や視覚障がい者誘導ブロックを整備します。	土木課	◎	平成27年度、作田一丁目地内において歩道切下げ工事実施。 平成28年度、五合池地内において歩道切下げ工事を実施。丁子田交差点において点字ブロックを設置。	継続	引き続き事業を実施します。
道路新設時などに、車いすがすれ違うことができる幅の歩道整備を行います。	土木課 区画整理課	◎	区画整理地内の歩道付き道路については、車いすがすれ違うことができる幅員（2m）を満たした歩道整備を行っています。	継続	引き続き事業を実施します。
まちづくりを進める土地区画整理事業にあつては、障がいのある人に配慮したまちづくりを目指します。	区画整理課	◎	長久手中央地区及び公園西駅周辺地区においては、駅前広場の整備を行い交通利便性を高めるとともに、歩道付きの道路整備を行い歩車分離を進めるなど、安全性の高いまちづくりを行っています。	継続	引き続き事業を実施します。

新設の公共施設については障がい者等に配慮して計画していきます。既存の公共施設については、改修時に合わせてバリアフリー化を実施していきます。	各施設管理担当課	○	既存の一部の施設（小中学校の一部、都市公園のトイレ、文化の家等）において、バリアフリー改修工事等を実施している。	充実	引き続き、改修時に合わせてバリアフリー化をしていきます。
愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例の周知・啓発や民間の施設建築時において、協力を呼びかけます。	都市計画課	◎	特定施設整備計画届出書受理数 平成27年度から28年度 42件	継続	今後も「長久手市美しいまちづくり条例」の適用物件に対して「愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に適合するよう指示を行う。
障がいのある人の、公共交通移動の利便性向上に向けた取組について検討します。	経営管理課 福祉施策課 安心安全課 福祉課	◎	平成27、28年度に、市内の関係各課で構成する公共交通ネットワーク調査研究会において「高齢者などの交通弱者への公共交通移動」に関する調査研究を行った。	継続	平成29年度は公共交通に関する市民アンケートを実施するため、公共交通ネットワーク調査研究会での議論を踏まえた内容をアンケート項目に盛り込み、ニーズ把握を行う。

(6) 情報アクセシビリティ： 情報提供及び意思疎通支援の充実を図ります。

事業概要	担当課	事業評価 (H28年度末時点)	進捗状況・評価 (根拠となる数値等があれば具体的に記入してください)	事業方針	今後の方針 (充実、改善の方策等、具体的な内容を記入)
福祉のしおりを分冊化し、障がい福祉の制度等をよりわかりやすく掲載した冊子を発行します。	福祉施策課 福祉課	◎	福祉ガイドを対象者別に分冊化し、利用者目線のデザインや構成内容とした冊子を作成しました。(障がい者編の発行部数は2,000部)	継続	引き続き、実施します。
障がいのある人が必要な情報を入手できるよう、広報紙やホームページ等を活用して情報を提供していきます。	福祉課 情報課	○	ホームページのアクセシビリティチェック機能を活用し、障がいのある人にもわかりやすい情報発信ができるよう対応しています。広報紙においても、専門用語などわかりにく言葉を使わないように、確認作業を行っています。	継続	引き続き、わかりやすい情報発信に努めていきます。
障がい等により意思疎通が困難な方に対して、障がいの特性に応じた支援ができるよう、手話通訳、要約筆記、代筆、代読、筆談などの支援を検討していきます。また、意思疎通を支援する人材の育成や環境整備に努めます。	福祉課	◎	手話通訳者の窓口設置や手話通訳者・要約筆記者の派遣事業に加え、平成29年1月から手話マークと筆談マークの窓口設置を行っています。また、人材育成として手話奉仕員養成講座と要約筆記奉仕員養成講座を近隣市町と協定を結び、開催しています。	継続	今後も同様に事業を実施する中で、より利用しやすい事業となるよう方法を検討する。

(7) 安全・安心 : 災害発生など緊急時の支援に対する取組の充実を図ります。

事業概要	担当課	事業評価 (H28年度末時点)	進捗状況・評価 (根拠となる数値等があれば具体的に記入してください)	事業方針	今後の方針 (充実、改善の方策等、具体的な内容を記入)
災害時に障がいのある人の避難支援ができるよう、避難行動要支援者登録事業を活用していきます。	福祉課 安心安全課	◎	登録者名簿を消防本部、各地区担当民生委員等に配布。緊急時にも活用出来るようにしている。	継続	今後も同様に事業を行うが、未提出者への督促を併せて行う。
市内の福祉施設と協定を結び、各小学校区に緊急避難先の設置を目指します。	福祉課 安心安全課	○	6小学校区中、4小学校区に協定を結んだ避難所がある。	充実	残り2小学校区での避難所の設置を目指すため、対応してもらえる施設を探す。
避難所等で障がいのある人の対応・支援ができるよう、支援マニュアルを作成するとともに、障がいのある人本人の参加による避難訓練を実施します。	安心安全課 福祉課	◎	個別の対応マニュアル等は作成していないが、平成28年度策定した「長久手市避難所運営マニュアル」にて障がい者に配慮する旨の記載を実施。 また、平成28年度市内一斉防災訓練より、「長久手市身体障害者福祉協会」に訓練参加していただいている。	充実	マニュアルの策定や、訓練方法の検討等、内容の充実を図る。
障がいのある人が避難所で安心して生活できるよう、特性に配慮したスペースの確保やストマ用装具の備蓄などの整備に努めていきます。	安心安全課 福祉課	○	車いす対応トイレや可搬型スロープの備蓄を行っている。	充実	福祉避難所管理担当課と調整し、障がい者用の備蓄資機材の充実を図る。
聴覚や言語に障がいのある人は、緊急時の通報が困難となっているため、スマートフォンなどで通報できる緊急通報システム「web119」の普及・啓発に努めます。	消防署	◎	Web119からバージョンアップしたNET119への移行に伴い新規登録者と併せて移行対象者に通知し、福祉まつりにおいて、登録説明会を実施した(8名登録)	継続	継続して事業を実施する。 現在併用運用(平成29年度までで、平成30年度からは、NET119のみ) 市内登録者 NET119 8名 Web119 7名

(8) 差別の解消及び権利擁護の推進 : 障がい者を理由とした差別の解消及び権利擁護に対する取組を進めます。

事業概要	担当課	事業評価 (H28年度末時点)	進捗状況・評価 (根拠となる数値等があれば具体的に記入してください)	事業方針	今後の方針 (充実、改善の方策等、具体的な内容を記入)
尾張東部成年後見センターと連携しながら広く成年後見制度について周知を図り、成年後見制度を必要としている人の中で、障がいにより自己決定が難しく家族のいない方等に対して、市長申立てによる制度の利用について、しっかりと見極め実施していきます。	福祉課 長寿課	重点施策 1 4			
障がいのあるなしにかかわらず市の情報が得られるよう、広報紙やホームページの作成方法を工夫していきます。	情報課	○	ホームページのアクセシビリティチェック機能を活用し、障がいのある人にもわかりやすい情報発信ができるよう対応しています。広報紙においても、専門用語などわかりにくく言葉を使わないように、確認作業を行っています。	継続	引き続き、わかりやすい情報発信に努めていきます。
平成28年4月に施行される障害者差別解消法に基づき、障がい者を理由とした差別や虐待を受けることがないよう、障がいのある人に対する理解促進のための啓発活動に努めていきます。また、行政は障がいのある人への合理的配慮を実施するとともに、民間事業所等に対しても協力を求めていきます。	福祉課	◎	リーフレットやホームページ等で周知しています。また、行政としても対応要領を定め、合理的配慮の提供を実施しています。	継続	
虐待を受けた時や緊急時などに、近隣市町と連携し、広域での居室確保事業を実施することにより、被虐待者等の安全対策を図ります。	福祉課	○	瀬戸市、日進市、尾張旭市、東郷町、豊明市と実施に向けて担当者会議を開催した。	継続	今後も実施に向けて話し合いを行います。

(9) 差別の解消及び権利擁護の推進 : 障がいを理由とした差別の解消及び権利擁護に対する取組を進めます。

事業概要	担当課	事業評価 (H28年度末時点)	進捗状況・評価 (根拠となる数値等があれば具体的に記入してください)	事業方針	今後の方針 (充実、改善の方策等、具体的な内容を記入)
市職員等を対象に、障がいのある人への配慮、適切な対応について理解を促進する研修会等を実施します。	人事課 福祉課	○	長久手市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員の対応要領に記載のある研修には、新規採用職員への研修と監督者（管理職員）への研修が規定されている。 平成28年度から新規採用者研修の1コマとして福祉課職員による、障がい者差別解消法の説明等を実施している。監督者への研修については未実施である。	充実	監督者となった者への研修が実施していないため、雇用者として実施したいと考えています。 なお、実施に当たっては、専門性が高い研修となるため、人事課単独での実施ではなく、福祉課と協力して役割分担を決めて実施したい。
選挙に関する情報等を、障がいのある人にも配慮した方法で提供します。また、投票時においても、障がいのある人に配慮していきます。	行政課	◎	視覚障がいのある人に愛知県から選挙公報を送付予定。 投票時には、投票所に点字投票用紙の準備やスロープ設置等に対応しています。	継続	今後も引き続き障がいのある人に配慮し、投票しやすい環境づくりに努めます。

第4期障がい福祉計画実施状況調査表

1 計画の数値目標

※達成見込みとは、同水準で推移した場合、29年度末に目標を達成できるかどうかの見込度合いを記号で表記したもの。

【凡例】◎…すでに達成している、○…達成できる見込み、△…達成することが難しい

〔1 福祉施設の入所者の地域生活への移行〕

項目	基準値	目標値	参考	参考	現在	達成見込み
	H25年度末	H29年度末	H26年度末	H27年度末	H28年度末	H29年度末
施設入所者数	12人	11人	13人	14人	13人	△
【目標値】削減見込量	4%以上削減	1人 (8.3%)	-1人	-2人	-1人	△
【目標値】地域移行者数	12%以上移行	2人 (16.7%)	0人	0人	1人	○

〔2 地域生活支援拠点の整備〕

項目	基準値	目標値	参考	参考	現在	達成見込み
		H29年度末	H26年度末	H27年度末	H28年度末	H29年度末
【目標値】平成29年度末までの整備数	各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備	市内に1箇所	0箇所	0箇所	0箇所	△

〔3 就労移行支援事業利用者から一般就労への移行〕

項目	基準値	目標値	参考	参考	現在	達成見込み
	H24年度	H29年度	H26年度	H27年度	H28年度末	H29年度末
年間一般就労移行者数	5人	—	4人 (0.8倍)	4人 (0.8倍)	9人 (1.8倍)	○
【目標値】年間一般就労移行者数	平成24年度実績の2倍以上	10人 (2倍)				

〔4 就労移行支援事業の利用者〕

項目	基準値	目標値	参考	参考	現在	達成見込み
	H25年度末	H29年度末	H26年度末	H27年度末	H28年度末	H29年度末
就労移行支援事業の利用者数	10人	—	—	—	—	—
【目標値】就労移行支援事業の利用者数	平成25年度末から6割以上増加	20人 (10割増加)	14人 (4割増加)	16人 (6割増加)	16人 (6割増加)	△
【目標値】就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所数	達成事業所率が5割以上	66.7%	0%	0%	66.7%	◎

2 自立支援給付の見込み

※見込量との比較とは、28年度末における見込量と実績を比較し、見込量との差異を表記したものの。

【凡例】見込量よりも実績が+20%以上…△、-20%以下…▼、±20%以内…—

【訪問系サービス】（1月当たり）

サービス種別	単位	実績	見込み	見込み	参考	参考	実績	見込量との比較
		H25年度	H28年度	H29年度	H26年度	H27年度	H28年度末	
居宅介護	人	49	58	60	49	62	71	△
	時間	1,353	1,624	1,680	1,332	1,335	1,525	—
重度訪問介護	人	1	3	3	1	2	2	▼
	時間	611	250	250	154	201	303	△
同行援護	人	3	6	6	3	3	5	—
	時間	46	40	40	24	32	53	△
行動援護	人	0	1	1	0	2	3	△
	時間	0	10	10	0	35	53	△
重度障害者等包括支援	人	0	0	0	0	0	0	—
	時間	0	0	0	0	0	0	—

【日中活動系サービス】（1月当たり）

サービス種別	単位	実績	見込み	見込み	参考	参考	実績	見込量との比較
		H25年度	H28年度	H29年度	H26年度	H27年度	H28年度末	
生活介護	人	31	60	62	50	55	57	—
	人日	562	1,050	1,080	934	1,025	1,080	—
自立訓練（機能訓練）	人	0	0	0	1	1	1	△
	人日	0	0	0	2	15	23	△
自立訓練（生活訓練）	人	0	10	15	1	2	5	▼
	人日	0	120	180	17	25	78	▼
就労移行支援	人	7	18	20	13	15	14	▼
	人日	88	252	280	179	228	202	—
就労継続支援（A型）	人	11	13	14	13	19	27	△
	人日	191	221	238	217	323	505	△
就労継続支援（B型）	人	13	18	19	16	16	25	△
	人日	204	288	304	260	258	376	△
療養介護	人	0	0	0	0	0	1	△
	人日	0	0	0	0	0	14	△
短期入所	人	12	—	—	13	—	—	—
	人日	61	—	—	56	—	—	—
短期入所（福祉型）	人	—	17	18	—	12	14	—
	人日	—	58	61	—	50	51	—
短期入所（医療型）	人	—	3	3	—	1	1	▼
	人日	—	6	6	—	3	7	—

【居住系サービス】（1月当たり）

サービス種別	単位	実績	見込み	見込み	参考	参考	実績	見込値との比較
		H25年度	H28年度	H29年度	H26年度	H27年度	H28年度末	
共同生活援助	人	0	8	13	6	5	6	▼
共同生活介護	人	6	-	-	-	-	-	-
施設入所支援	人	12	12	11	13	13	15	△

【計画相談支援・地域相談支援】（1月当たり）

サービス種別	単位	実績	見込み	見込み	参考	参考	実績	見込値との比較
		H25年度	H28年度	H29年度	H26年度	H27年度	H28年度末	
計画相談支援 (モニタリング含む)	人	15	53	55	26	38	42	▼
地域移行支援	人	0	1	1	0	0	0	▼
地域定着支援	人	0	2	2	0	1	1	▼

【障害児通所支援】（1月当たり）

サービス種別	単位	実績	見込み	見込み	参考	参考	実績	見込値との比較
		H25年度	H28年度	H29年度	H26年度	H27年度	H28年度末	
障害児相談支援 (モニタリング含む)	人	5	16	16	8	11	13	—
児童発達支援	人	15	12	20	12	19	26	△
	人日	101	84	140	75	146	155	△
放課後等デイサービス	人	18	32	34	31	48	71	△
	人日	147	304	323	289	467	825	△
保育所等訪問支援	人	0	2	3	1	0	1	▼
	人日	0	2	3	2	0	2	—
医療型児童発達支援	人	0	0	0	0	0	0	—
	人日	0	0	0	0	0	0	—

2 地域生活支援事業の見込み

※見込量との比較とは、28年度末における見込量と実績を比較し、見込量との差異を表記したものの。

【凡例】見込量よりも実績が+20%以上…△、-20%以下…▼、±20%以内…—

【理解促進研修・啓発事業】（1年当たり）

サービス種別	単位	実績	見込み	見込み	参考	参考	実績	
		H25年度	H28年度	H29年度	H26年度	H27年度	H28年度末	
理解促進研修・啓発事業	実施状況	実施	実施		実施	未実施	未実施	

【自発的活動支援事業】（1年当たり）

サービス種別	単位	実績	見込み	見込み	参考	参考	実績	
		H25年度	H28年度	H29年度	H26年度	H27年度	H28年度末	
自発的活動支援事業	実施状況	未実施	実施		未実施	未実施	未実施	

【相談支援事業】（1年当たり）

サービス種別	単位	実績	見込み	見込み	参考	参考	実績	
		H25年度	H28年度	H29年度	H26年度	H27年度	H28年度末	
相談支援事業	か所	1	1	1	1	1	1	
障がい者自立支援協議会	設置状況	設置済	設置済		設置済	設置済	設置済	
基幹相談支援センター	設置状況	未設置	設置		未設置	未設置	未設置	
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施状況	実施	実施		実施	実施	実施	
住宅入居等支援事業	実施状況	未実施	実施		未実施	未実施	未実施	

【成年後見制度利用支援事業】（1年当たり）

サービス種別	単位	実績	見込み	見込み	参考	参考	実績	見込量との比較
		H25年度	H28年度	H29年度	H26年度	H27年度	H28年度末	
成年後見制度利用支援事業	人	0	3	5	1	0	0	▼

【成年後見制度法人後見支援事業】（1年当たり）

サービス種別	単位	実績	見込み	見込み	参考	参考	実績	
		H25年度	H28年度	H29年度	H26年度	H27年度	H28年度末	
成年後見制度法人後見支援事業	実施状況	実施	実施		実施	実施	実施	

【意思疎通支援事業】（1年当たり）

サービス種別	単位	実績	見込み	見込み	参考	参考	実績	見込量との比較
		H25年度	H28年度	H29年度	H26年度	H27年度	H28年度末	
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	19	15	20	14	25	31	△
手話通訳者設置事業	人	1	2	2	1	1	1	▼

【日常生活用具給付等事業】（1年当たり）

サービス種別	単位	実績	見込み	見込み	参考	参考	実績	見込値との比較
		H25年度	H28年度	H29年度	H26年度	H27年度	H28年度末	
介護・訓練支援用具	件	3	4	4	2	1	2	▼
自立生活支援用具	件	3	6	6	8	8	4	▼
在宅療養等支援用具	件	11	9	11	6	2	7	▼
情報・意思疎通支援用具	件	4	7	9	5	4	2	▼
排泄管理支援用具	人月	600	620	630	595	674	688	—
居住生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	0	1	2	3	1	1	—

【手話奉仕員養成研修事業】（1年当たり）

サービス種別	単位	実績	見込み	見込み	参考	参考	実績	見込値との比較
		H25年度	H28年度	H29年度	H26年度	H27年度	H28年度末	
手話奉仕員養成研修事業	人	10	12	14	8	7	6	▼

【移動支援事業】（1年当たり）

サービス種別	単位	実績	見込み	見込み	参考	参考	実績	見込値との比較
		H25年度	H28年度	H29年度	H26年度	H27年度	H28年度末	
移動支援事業	人	31	42	54	41	49	49	▼
	時間	1,753	2,436	3,550	2,352	2,534	2,870	—

【地域活動支援センター事業】（1年当たり）

サービス種別	単位	実績	見込み	見込み	参考	参考	実績	見込値との比較
		H25年度	H28年度	H29年度	H26年度	H27年度	H28年度末	
地域活動支援センター事業	か所	14	14	14	14	14	13	—
	人	33	34	35	36	34	28	—
	人日	1,169	1,030	1,060	957	891	226	▼

【その他の事業（任意事業）】（1年当たり）

サービス種別	単位	実績	見込み	見込み	参考	参考	実績	見込値との比較
		H25年度	H28年度	H29年度	H26年度	H27年度	H28年度末	
日中一時支援事業	人	90	87	90	96	106	115	△
	人日	5,003	5,307	5,490	5,032	6,611	7,236	△
訪問入浴サービス事業	人	2	3	4	3	3	1	▼
要約筆記奉仕員 養成研修事業	人	4	3	4	2	3	2	▼
自動車運転免許 取得費助成事業	人	0	1	2	0	2	0	▼
身体障がい者用 自動車改造費助成事業	人	0	1	2	2	1	2	△

各専門部会等取組状況報告書

専門部会名	精神障がい者支援部会
取組事業	1 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 2 緊急対応時における関係機関の役割分担 2 精神障がいの理解啓発
協議内容	<p>前回の部会にて、精神疾患を持つ方へのきめ細やかな支援に向けて各委員から現状や今後の課題等意見を聴取。 今後も必要に応じ継続して課題の整理を行うとともに、精神障がいに係る地域の支援体制等について協議していきたい。</p>
今後の課題、取組	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、必要な機能等について協議。 ・緊急対応時における関係機関の役割等を整理する。 ・精神障がいの理解啓発の方法等について協議。

各専門部会等取組状況報告書

専門部会名	地域生活支援部会
取組事業	1 複合的な問題を抱えている方への支援策について ※事例検討をもとに様々なケースを積み重ね、課題解決方法を構築 2 各種相談支援機関による連携のとれた体制づくり
協議内容	<p>＜第1回＞平成29年5月17日（水）10：00～11：30 事例：精神疾患を持つ高齢者。気になることがあると様々な所に電話をかける。</p> <p>＜第2回＞平成29年7月19日（水）10：00～11：30 事例：精神疾患を持つ子と子に依存する認知機能が低い母（共依存）。子から母に暴力を振るうことがあるが、母は別居したいとは考えていない。</p> <p>＜第3回＞平成29年9月20日（木）10：00～12：00 事例：就労につまずき、母に依存する発達障害のある子と、障がいへの理解が乏しい両親。家族が障がいを理解した支援ができず子が成長、母に依存し、両親が困惑。</p>
今後の課題、取組	<ul style="list-style-type: none"> ・本人家族、病院、地域の福祉事業所職員等との連携。 ・早期に情報を得て支援に結びつけるための仕組みづくり。 ・本人家族への障がい理解。

各専門部会等取組状況報告書

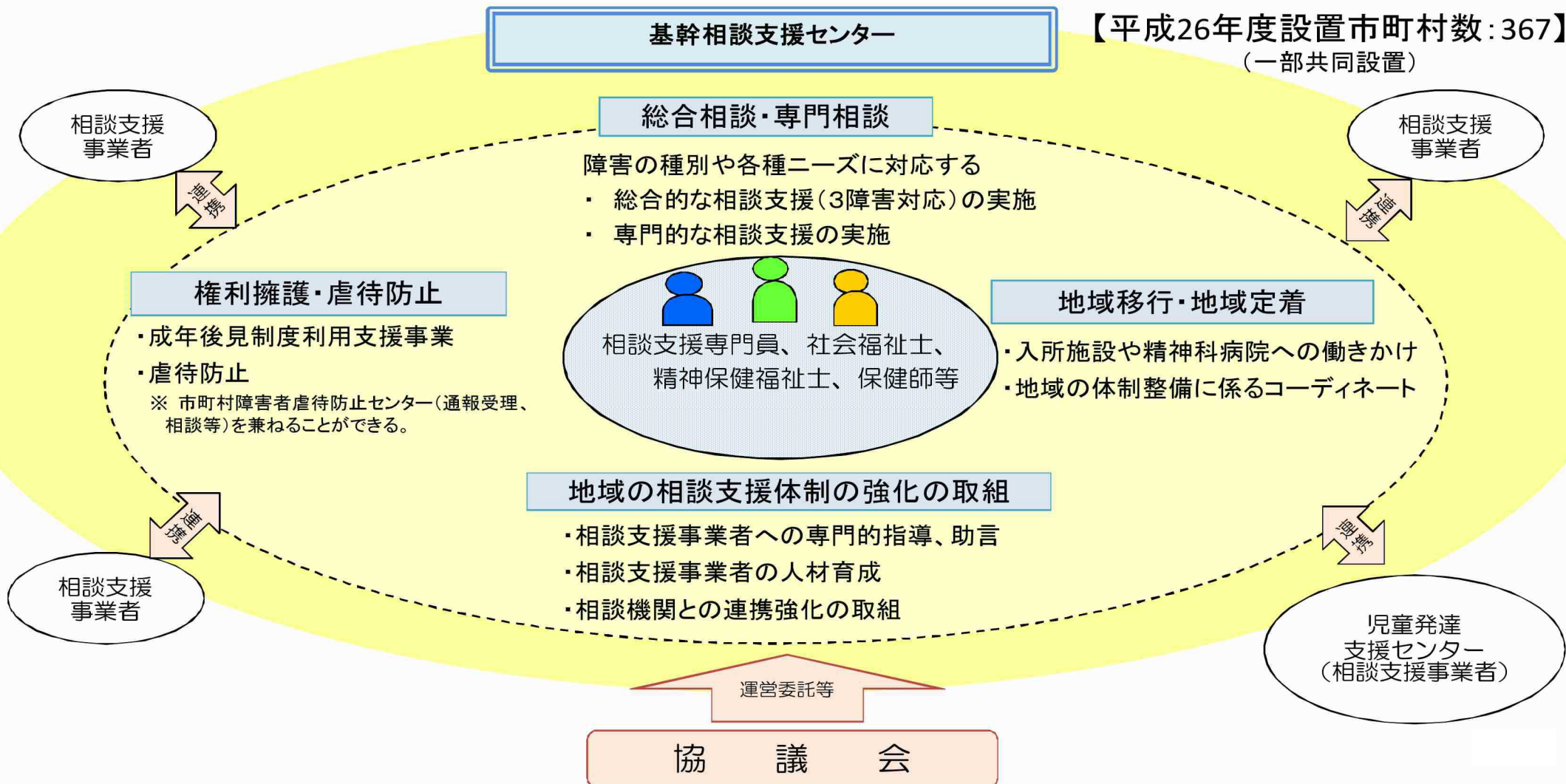
専門部会名	事務局会議
担当する「ながふく障がい者プラン」の重点施策	③ 基幹相談支援センターの設置
	④ 個別訪問調査の実施
その他の取組事業	1 地域生活支援拠点の整備
協議内容	<p><第1回>平成29年4月13日(木) 15:00～16:30</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 障がい者相談支援センターでの相談業務で抽出された課題について 2 平成29年度年間スケジュール及び目標等について <p><第2回>平成29年5月11日(木) 15:00～16:30</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 基幹相談支援センターの設置に向けた意見交換会について (2) 障がい者相談支援センターでの相談業務で抽出された課題について (3) 個別訪問調査について <p><第3回>平成29年7月13日(木) 10:00～12:00</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 基幹相談支援センターの設置に向けた意見交換会について (2) 障がい者相談支援センターでの相談業務で抽出された課題について (3) 個別訪問調査について <p><第4回>平成29年9月21日(木) 10:30～12:00</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 基幹相談支援センター設置に向けた意見交換会について (2) 障がい者相談支援センターでの相談業務で抽出された課題について (3) 個別訪問調査について
今後の課題、取組	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターの設置に向けて、必要な機能・役割等について、別紙のとおりとりまとめを行った。今後は、サービス等利用計画の点検・評価方法など、より具体的な運営方法等について協議する。 ・個別訪問調査を引き続き実施。 ・地域生活支援拠点の整備について、本市における社会資源の整備状況等を踏まえ、本市に合った方法を研究する。 ・相談支援センターで相談を受けることにより抽出された課題等を各専門部会に割り振り、解決に向け取り組む。

基幹相談支援センターの役割のイメージ

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

※ 平成24年度予算において、地域生活支援事業費補助金により、基幹相談支援センターの機能強化を図るための、①専門的職員の配置、②地域移行・地域定着の取組、③地域の相談支援体制の強化の取組に係る事業費について、国庫補助対象とした。

また、社会福祉施設等施設整備費補助金等により、施設整備費について国庫補助対象とした。



長久手市障がい者基幹相談支援センター（仮称） における主な機能・役割（案）

【国が示す主な業務】

（平成 18 年 8 月 1 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「地域生活支援事業の実施について」（抜粋）

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、地域の実情に応じて以下(1)~(4)を行う。

(1) 総合的・専門的な相談支援の実施

ア 障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援の実施

(2) 地域の相談支援体制の強化の取組

ア 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言

イ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営・日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等）

ウ 地域の相談機関（相談支援事業者、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化の取組（連携会議の開催等）

(3) 地域移行・地域定着の促進の取組

ア 障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発

イ 地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート

※ 基幹相談支援センターは、地域の実情に応じて市町村が設置する協議会の運営の委託を受ける等により、地域の障害者等の支援体制の強化を図る。

(4) 権利擁護・虐待の防止

ア 成年後見制度利用支援事業の実施

イ 障害者等に対する虐待を防止するための取組

⇒国が示す主な業務について、を中心として市の実情を踏まえ実施。（具体的には以下）

(1) 上記(1)「総合的・専門的な相談支援の実施」に関して・・・

ア 指定特定・指定一般・指定障害児・市町村相談支援の指定取得（障がいに関するあらゆる相談に対応）

イ 困難事例への対応

ウ 個別訪問調査の継続実施

エ 24 時間 365 日対応

オ 就労支援コーディネーターの配置

カ 各種専門相談機関（弁護士等）との連携

キ 市町村相談支援事業（※）の実施

（ア） 特定相談支援事業を利用している方

相談支援専門員の属する特定相談支援事業所が対応。

(イ) 特定相談支援事業を利用していない方

基幹障がい者相談支援センターが対応。(複合的な課題を抱えた相談に対し、さまざまな制度等を活用した対応が求められる。)

※地域の相談支援事業所の質の向上も併せて行い、将来的には地域の相談支援事業所でも対応できるようにする。

【障害者総合支援法及び児童福祉法に規定される障がいに係る相談支援事業】

大きく分けて以下の4つに分類される。

1 特定相談支援事業

(1) 根拠法

障害者総合支援法第5条第16項

(2) 具体例

サービス等利用計画に付随する相談(事業所を変更したい、時間数を増やしたい等)を主として行う。

(3) 財源

扶助費(個別給付(国県補助あり))

2 一般相談支援事業

(1) 根拠法

障害者総合支援法第5条第16項

(2) 具体例

長期入院等から地域生活に移行するための支援及び地域で定着するための支援(緊急時の対応等)を主として行う。

(3) 財源

扶助費(個別給付(国県補助あり))

3 障害児相談支援事業

(1) 根拠法

児童福祉法第6条の2の2第6項

(2) 具体例

障害児支援利用計画に付随する相談(事業所を変更したい、時間数を増やしたい等)を主として行う。

(3) 財源

扶助費(個別給付(国県補助あり))

4 市町村相談支援事業

(1) 根拠法

障害者総合支援法第7条第3項(地域生活支援事業)

(2) 具体例

サービス等利用計画に直接関係しない相談(精神不安による妄想(家族がお金を盗む、隣の家から監視されている等)、
〇〇制度について知りたい等)を主として行う。

(3) 財源

委託費(障がい者相談支援センター委託(本来は市単費だが、現在はその他業務と一体的に実施しているため国県補助あり))

(2) 上記(2)「地域の相談支援体制の強化の取組」に関して…

ア 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言

イ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営・事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等）

ウ 地域の相談機関（相談支援事業者、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化の取組（連携会議の開催等）

※連絡会議には既存の会議（地域生活支援部会等）を活用予定。

(3) 上記(3)「地域移行・地域定着の促進の取組」に関して…

ア 障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発

イ 地域生活を支えるための体制整備（自立支援協議会及び各種専門部会の企画運営等）

(4) 上記(4)「権利擁護・虐待の防止」に関して…

ア 成年後見は、既に設置される尾張東部成年後見センターと連携して実施。

イ 虐待防止は、現在市より障がい者相談支援センターに委託している以下(ア)～(エ)に加え、下記(オ)～(キ)を新たに委託。

(ア) 事実確認に係る同行（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、虐待防止法）第9条第1項）

(イ) 一時保護に係る支援（虐待防止法第9条第2項）

(ウ) 被虐待者の保護及び自立の支援（虐待防止法第9条第3項）

(エ) 事実確認のための立入り及び調査の同行（虐待防止法第11条第1項）

(オ) 通報又は届出の受理。（虐待防止法第32条第2項第1号）

(カ) 障がい者虐待の防止及び障がい者の保護のため、障がい者及び養護者に対する相談、指導及び助言。（虐待防止法第32条第2項第2号）

(キ) 障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動。（虐待防止法第32条第2項第3号）